

令和 2 年 4 月 27 日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: +233-(0)24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

シエラレオネの新型コロナウイルス対策について(その10):ディストリクト間レベルでの移動 の制限等の措置の延長(4月26日(日)から別途通知するまで)

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

1 4月24日(金), シエラレオネ政府は,同日付告示にて, 4月11日(土)24時から実施されているディストリクト間レベル(inter-district levels)での移動の制限や夜間外出禁止(午後9時から午前6時まで)等の措置(これらの措置の詳細については, 過去の領事メール(その9)を参照してください)を, 4月26日(日)から別途通知するまで延長することを発表しました。

(同告示について, 情報・通信省 Facebook の以下のリンクを参照してください。)

(<https://m.facebook.com/photo.php?fbid=617365945518088&id=229960890925264&set=a.310063372915015&source=54>)

2 上記発表を踏まえ, 十分に注意するとともに, 状況は今後も変わり得るので, 最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/000571222.pdf>

(その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100009857.pdf>

(その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020979.pdf>

(その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021136.pdf>

(その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021136.pdf>

(その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100028273.pdf>

(その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100038054.pdf>

(その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040232.pdf>

(その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100042965.pdf>

以上